

第1章

組 織

〔1－1〕周南市防災会議条例

平成15年4月21日条例第15号

改正

平成17年6月30日条例第34号

平成24年9月21日条例第37号

令和2年3月23日条例第8号

周南市防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、周南市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 周南市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 山口県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 山口県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から、市長が任命する者
- 6 委員の定数は、50人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山口県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成15年4月21日から施行する。

附 則 (平成17年6月30日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月21日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第3条第5項第7号に掲げる委員(以下「前任委員」という。)が任命されている場合の改正後の同項第7号及び第8号に掲げる委員の任期は、改正後の同条第7項の規定にかかわらず、前任委員の残任期間とする。

〔1－2〕周南市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、周南市防災会議条例(平成15年周南市条例第15号)第5条の規定により周南市防災会議(以下「防災会議」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集等)

第2条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。

3 会長は、審議しようとする案件と密接な関係を有する委員のみによる防災会議を招集することができる。

(委員の代理等)

第3条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ、代理者を指名し、会長に届け出ておくものとする。

(応急の場合等の措置)

第4条 防災会議の所掌事項について、次の場合は、会長が適宜の方法により関係のある委員の意見を聴き決定することができるものとする。

(1) 緊急を要する事態が発生し防災会議を開くいとまがないとき。

(2) 決定を要する事項で一部の特定の機関のみ関係がある事項について早急な措置を要するとき。

(3) その他軽易な事項で、早急な措置を要するとき。

2 前項の場合において会長が処理できる事項は、次のとおりとする。

(1) 災害に関する情報を収集すること。

(2) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

(3) 市災害対策本部の設置について市長に意見を具申すること。

(4) 非常災害その他緊急事態の発生により早急な決定を要する事項

3 会長は、前2項による決定をしたときは、次の防災会議にその旨を報告しなければならない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、防災会議の運営について必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月21日から施行する。

【1-3】周南市防災会議委員名簿

区分	所属及び職名
会長	周南市長
1号	徳山海上保安部長
〃	国土交通省中国地方整備局 山口河川国道事務所長
〃	陸上自衛隊第17普通科連隊第1中隊長
〃	下関地方気象台 次長
2号	周南県民局長
〃	周南土木建築事務所長
〃	周南健康福祉センター所長
〃	周南農林水産事務所長
3号	周南警察署長
〃	光警察署長
4号	周南市副市長（会長代理）
〃	周南市上下水道事業管理者
〃	周南市総務部長
〃	周南市企画部長
〃	周南市財政部長
〃	周南市地域振興部長
〃	周南市文化スポーツ観光部長
〃	周南市環境生活部長
〃	周南市福祉部長
〃	周南市こども未来部長
〃	周南市健康医療部長
〃	周南市産業振興部長
〃	周南市建設部長
〃	周南市都市整備部長
〃	周南市新南陽総合支所長
〃	周南市熊毛総合支所長
〃	周南市鹿野総合支所長
5号	周南市教育委員会教育長
6号	周南市消防本部消防長
〃	周南市消防団団長
〃	光地区消防組合消防本部消防長
7号	西日本電信電話（株）山口支店長
〃	西日本旅客鉄道（株）徳山駅管理駅長
〃	西日本高速道路（株）中国支社 周南高速道路事務所長
〃	中国電力ネットワーク（株）周南ネットワークセンター所長
〃	防長交通（株）常務取締役
〃	山口合同ガス（株）徳山支店 専務取締役支店長
〃	（一社）徳山医師会事務長
〃	日本通運（株）下関支店周南事業所長
8号	周南市自主防災組織ネットワーク副会長 （高水地区自主防災協議会 会長）
〃	周南市自主防災組織ネットワーク副会長 （夜市地区・自主（守）防災協議会 会長）
〃	須々万地区自主防災協議会
〃	富田東地区自主防災協議会
〃	徳山工業高等専門学校 准教授
〃	周南公立大学 教授
〃	周南市身体障害者団体連合会 会長
〃	エフエム周南株式会社 局長
〃	一般社団法人レベルフリー 代表 （気象予報士）

〔 1－4 〕 周南市災害対策本部条例

平成 15 年 4 月 21 日

周南市条例第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、周南市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

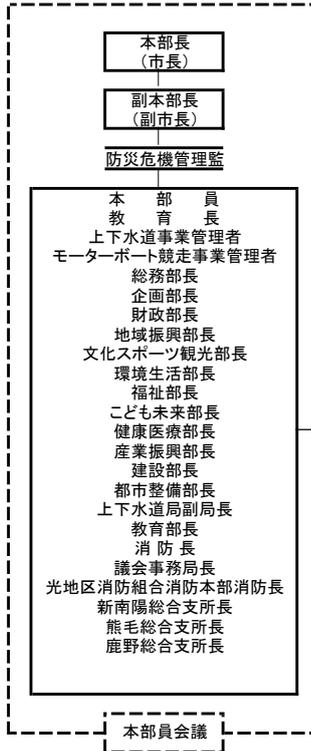
第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 21 日から施行する。

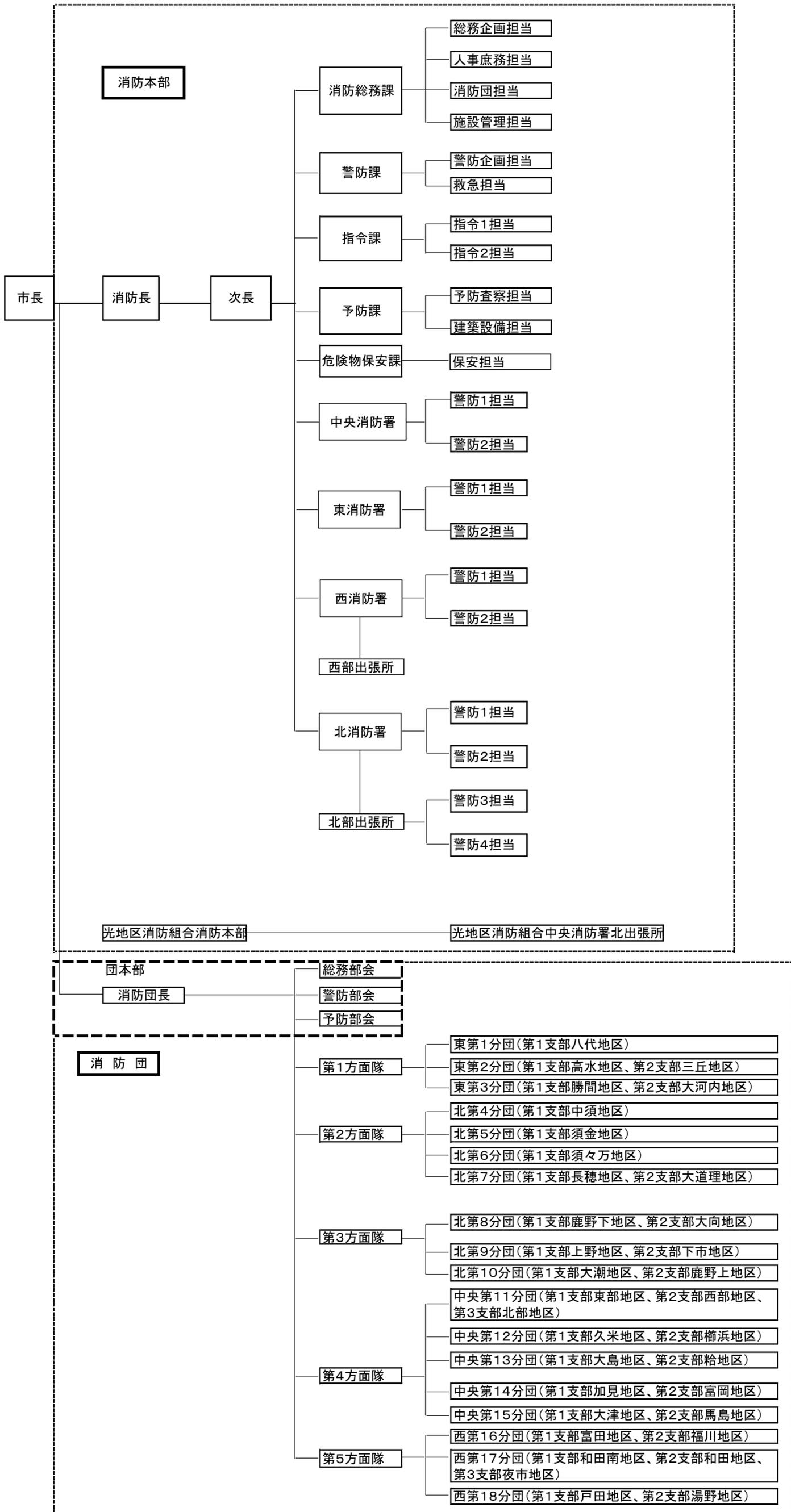
[1-5]

周南市災害対策の組織図



※ 次長が各部長を補佐する。

[1-6] 消防本部・消防団の機構及び組織



〔1-7〕防災関係機関等一覧

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
山口森林管理事務所徳地森林事務所	山口市徳地八坂 825	0835-56-0333
中国運輸局山口運輸支局徳山庁舎	周南市徳山港町 6-35	0834-21-0180
徳山海上保安部	周南市那智町 3-1	0834-31-0110
徳山労働基準監督署	周南市速玉町 3-41	0834-21-1788
下関地方气象台	下関市竹崎町 4-6-1	083-234-4006
国土交通省中国地方整備局 山口河川国道事務所（防災課）	防府市国衙 1-10-20	(0835-22-1795) (0835-22-1785)
〃 山口河川国道事務所島地川ダム管理支所	周南市大字高瀬 257	0834-67-2878
〃 宇部港湾・空港整備事務所	宇部市新町 10-33 宇部地方合同庁舎 3F	0836-45-2570
山口大学医学部附属病院	宇部市南小串 1-1-1	0836-22-2487
陸上自衛隊第 1 7 普通科連隊	山口市上宇野令 784	083-922-2281
自衛隊山口地方協力本部周南地域事務所	周南市桜馬場通 2-1	0834-31-7097
消防庁防災課	千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-7525 (時間外) 03-5253-7777
山口県防災危機管理課（防災企画班）	山口市滝町 1-1	083-933-2360
〃 消防保安課（消防救急班）	〃	083-933-2399
〃 周南県民局	周南市毛利町 2-38	0834-33-6401
〃 周南健康福祉センター	周南市毛利町 2-38	0834-33-6421
〃 周南土木建築事務所	周南市毛利町 2-38	0834-33-6471
〃 周南農林水産事務所	周南市毛利町 2-38	0834-33-6451
〃 向道ダム管理事務所	周南市大字大道理字掛 260-7	0834-88-0404
〃 菅野ダム管理事務所	周南市大字中須北字川平 194-3	0834-86-2331
〃 川上ダム管理事務所	周南市川上 13-1	0834-62-2982
〃 末武川ダム管理所	下松市大字瀬戸戎ヶ谷 897	0833-43-9119
〃 周南港湾管理事務所	周南市築港町 13-23	0834-21-1787
〃 柳井農林水産事務所（畜産部）	柳井市南町 1-10-3	0820-22-2416
〃 農林総合技術センター	山口市大内御堀 1419	083-927-4006
山口県警察本部	山口市滝町 1-1	083-933-0110
周南警察署	周南市堂ノ上 5632-4	0834-21-0110
光警察署	光市中央 2-1-14	0833-72-0110
徳山郵便局	周南市御幸通 1-3	0834-21-3900
新南陽郵便局	周南市富田 1-2-23	0834-63-1436
熊毛郵便局	周南市高水原 1-3-25	0833-91-0440
鹿野郵便局	周南市大字鹿野上 3191-3	0834-68-2000
山口県立総合医療センター	防府市大崎 77	0835-22-4411
徳山中央病院	周南市孝田町 1-1	0834-28-4411
西日本旅客鉄道株式会社広島支社	広島市東区二葉の里 3-8-21	082-264-6311
日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店	広島市東区二葉の里 3-8-21	082-264-0806
西日本高速道路(株)中国支社	広島市安佐南区緑井 2-26-1	082-831-4111
西日本高速道路(株)周南高速道路事務所	周南市大字久米字東秋本 2803-1	0834-33-9741
西日本高速道路(株)山口高速道路事務所	山口市小郡上郷字二又川東 1221	083-972-5091
防長交通株式会社	周南市松保町 7-9	0834-22-7814
日本通運株式会社周南支店	周南市清水 2-4-12	0834-63-2111
日本銀行下関支店	下関市岬之町 7-1	083-233-3111

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
西日本電信電話株式会社山口支店	山口市熊野町 4-5	083-923-4281
株式会社NTTドコモ中国支社山口支店	山口市熊野町 1-15	083-901-2112
中国電力ネットワーク株式会社周南ネットワークセンター	周南市大字久米東神女 3196-1	0834-36-1120
山口合同ガス株式会社徳山支店	周南市周陽 3-4-20	0834-28-6000
NHK山口放送局	山口市中園町 2-1	083-921-3737
山口放送株式会社	周南市公園区 5853-2	0834-32-1111
TYSテレビ山口株式会社	山口市大内御堀 1277	083-923-6111
株式会社エフエム山口	山口市緑町 3-31	083-923-2100
山口朝日放送株式会社	山口市中央 3-5-25	083-933-1111
株式会社シティケーブル周南	周南市銀南街 49 毎日興業ビル	0834-21-2647
Kビジョン株式会社	下松市瑞穂町 2-8-8	0833-44-4936
エフエム周南株式会社	周南市久米田中 3918	0834-25-5800
日本赤十字社山口県支部	山口市野田 172-5	083-922-0102
山口県医師会	山口市吉敷下東 3-1-1	083-922-2510
徳山医師会	周南市東山町 6-28	0834-21-2995
徳山歯科医師会	周南市今宿町 3-55	0834-32-1717
中国総合通信局無線通信部陸上課 (中国地方非常通信協議会)	広島市中区東白島町 19-36	082-222-3311・3367 (時間外) 090-4698-8137
伊丹市 (危機管理室)	兵庫県伊丹市千僧 1-1	072-784-8166
青梅市 (防災課)	東京都青梅市東青梅 1-11-1	0428-22-4272
大竹市 (危機管理課)	広島県大竹市小方 1-11-1	0827-59-2119
岡崎市 (防災課)	愛知県岡崎市十王町 2-9	0564-23-6533
唐津市 (危機管理防災課)	佐賀県唐津市西城内 1-1	0955-72-9260
蒲郡市 (危機管理課)	愛知県蒲郡市旭町 17-1	0533-66-1208
桐生市 (防災・危機管理課)	群馬県桐生市織姫町 1-1	0277-46-1111
倉敷市 (防災推進課)	岡山県倉敷市西中新田 640	086-426-3131
津 市 (防災室)	三重県津市西丸之内 23-1	059-229-3104
常滑市 (防災危機管理課)	愛知県常滑市飛香台 3-3-5	0569-47-6107
戸田市 (危機管理防災課)	埼玉県戸田市上戸田 1-18-1	048-441-1800
鳴門市 (危機管理課)	徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 170	088-684-1711
府中市 (防災危機管理課)	東京都府中市寿町 1-5	042-335-4283
丸亀市 (危機管理課)	香川県丸亀市大手町 2-4-21	0877-23-2111
坂井市 (安全対策課)	福井県坂井市坂井町下新庄 1-1	0776-50-3525
箕面市 (市民安全政策室)	大阪府箕面市西小路 4-6-1	072-724-6750
出水市 (くらし安心課)	鹿児島県出水市緑町 1-3	0996-63-2111

〔1－8〕 自主防災組織規約準則

〇〇防災会規約準則

(名 称)

第1条 この会は、〇〇防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務局の所在地)

第2条 本会の事務局は、〇〇に置く。

(目 的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、風水害、地震その他の災害（以下「風水害等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 防災に関する知識の普及に関すること。

(2) 風水害等に対する災害予防に関すること。

(3) 風水害等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救護、避難誘導等応急対策に関すること。

(4) 防災訓練の実施に関すること。

(5) 防災資機材の備蓄に関すること。

(6) その他本会の目的を達成するため必要な事項。

(会 員)

第5条 本会の会員は〇〇内に居る住民をもって構成する。

(役 員)

(1) 会 長 1人

(2) 副会長 〇人

(3) 幹 事 〇人

(4) 監査役 〇人

2 役員は、会員の互選による。

3 役員任期は、〇年とする。ただし、再任されることができる。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表するとともに会務を総括し、風水害等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 幹事は、会務の運営に当たる。

4 監査役は、本会の会計を監査する。

(会 議)

第7条 本会に総会及び幹事会を置く。

(総 会)

第8条 総会は会員をもって構成する。

2 総会は、年〇回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 防災計画の作成及び改正に関すること。

(3) 事業の計画に関すること。

- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その審議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第9条 幹事会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出すべきこと。
- (2) 総会から委任されたこと。
- (3) その他幹事が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第10条 本会は、風水害等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 風水害等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 風水害等の発生時における情報伝達、出火防止、初期消火、救急救護及び避難誘導に関すること。
- (5) その他必要事項

(会費)

第11条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第12条 本会の運営に関する経費は、会費その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年〇年〇月に終る。

(会計監査)

第14条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、〇年〇月から実施する。

自主防災組織一覧

令和5年4月現在

No.	自主防災組織名	新規設立または届出年月	地区名
1	須々万地区自治会連合会（防犯・防災部）	平成16年4月	須々万
2	大津島地区コミュニティ推進協議会	平成16年4月	大津島
3	桜木地区自主防災協議会	平成16年9月	桜木
4	戸田地区自主防災協議会	平成16年12月	戸田
5	久米地区自主防災協議会	平成17年2月	久米
6	和田地区自主防災協議会	平成17年9月	和田
7	周陽地区自主防災協議会	平成17年9月	周陽
8	下上地区自主防災・防犯協議会	平成18年1月 平成18年3月 平成18年3月 平成18年3月	下上
9	加見地区自主防災・防犯協議会		加見
10	小畑地区自主防災・防犯協議会		小畑
11	四熊連合自治会自主防災・防犯協議会		四熊
12	岐山地区自治会連合会	平成18年5月	岐山
13	長穂地区自主防災協議会	平成18年5月	長穂
14	夜市地区・自主（守）防災協議会	平成19年5月	夜市
15	鹿野地区自主防災会	平成21年4月	鹿野
16	櫛浜地区自治会連合会	平成21年11月	櫛浜
17	福川地区自主防災協議会	平成22年4月	福川
18	遠石地区自主防災連絡協議会	平成22年4月	遠石
19	関門地区自主防災協議会	平成23年4月	関門
20	中央地区自主防災組織	平成23年4月	中央
21	三丘地区自主防災協議会	平成23年7月	三丘
22	富田東地区自主防災協議会	平成24年7月	富田東
23	富田西地区自主防災協議会	平成25年1月	富田西
24	今宿地区自主防災組織	平成25年9月	今宿
25	中須地区自主防災協議会	平成27年4月	中須
26	生きがいのある須金をつくる会（自主防災部）	平成27年5月	須金
27	勝間地区自主防災協議会	平成27年5月	勝間
28	八代地区自治会連合会	平成27年10月	八代
29	大河内地区自主防災協議会	平成27年11月	大河内
30	湯野地区自治会連合会	平成27年11月	湯野
31	高水地区自主防災協議会	平成28年2月	高水
32	大道理をよくする会（自主防災部）	平成28年2月 平成28年3月	大道理
33	大向コミュニティ推進連絡協議会（自主防災部）		大向
34	秋月地区自主防災協議会	平成28年3月	秋月
35	鼓南地区コミュニティ推進協議会（自主防災部会）	平成28年3月	鼓南

【周南市自主防災組織率：100%】